

議案第 3 4 号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
甲府市建築基準法施行条例（昭和 5 4 年 1 2 月条例第 3 7 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中第 3 7 号を第 3 9 号とし、同表の第 3 6 号の 4 の次に次のように加える。

(37) 令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項 の規定に基づく大規模の修繕 又は大規模の模様替の認定の 申請に対する審査	建築物の敷地と道路との 関係の大規模の修繕等認 定申請手数料	2 万 7 , 0 0 0 円
(38) 令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項 の規定に基づく大規模の修繕 又は大規模の模様替の認定の 申請に対する審査	道路内建築制限における 大規模の修繕等認定申請 手数料	2 万 7 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の大規模修繕等に関する新たな事務に係る手数料を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。